

理 事 会 規 程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人福井県子ども会育成連合会（以下「この法人」という。）の理事会に関する事項を定め、その適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成等)

第 2 条 理事会はすべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

3 理事会は、諮問委員会及び事業推進委員会の意見を尊重し、業務執行決定の際の参考とする。

(役員以外の出席)

第 3 条 理事会は、必要に応じて、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の開催)

第 4 条 理事会は年 2 回以上開催するものとし、必要ある場合に招集し開催する。

(招集権者)

第 5 条 理事会は会長が招集する。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときはあらかじめ理事会において定められた順序において、理事が招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の開催日とする。招集の通知が発せられないときは、その請求をした理事は、理事会の招集をすることができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めこれを理事会に報告する必要があるときは、前 2 項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第 6 条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対し発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合は、あらかじめ招集権者に対し、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、理事がこれに代わるものとする。

- 2 理事会の会議の目的事項について、議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議については、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を充たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 総会の招集
- (3) 正会員及び賛助会員の入会の承認
- (4) 代表理事並びに業務執行理事の選任及び解任
- (5) 多額の借入
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (8) 事業報告及び計算書類の承認
- (9) 事業計画及び収支予算の承認
- (10) 細則、規程、規則の改廃
- (11) その他法令又は定款で理事会において決議することが定められている事項

(報告)

第11条 理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定めら

れた事項について、理事会に報告しなければならない。

- 2 この法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を、理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

- 2 会長が欠席した場合の理事会における議事録には、出席した理事及び監事全員が記名押印する。

(欠席者に対する通知)

第13条 会長は、理事会の議事の経過の概要及びその結果を、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(事務局)

第14条 この法人の業務を執行するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、専務理事がこれにあたり、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月15日 理事会決議)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月11日 理事会決議)